

重要事項説明書



社会福祉法人揺籃会
居宅介護支援事業所ゆうあいの郷

〒061-0602

樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の70

電話番号 0125-68-2711

FAX番号 0125-67-3117

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援事業所ゆうあいの郷

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	0125 - 68 - 2711
担 当	介護支援専門員 松永 倫子
受付時間	平日 月曜日から金曜日 午前8時30分 ~ 午後5時00分 ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

※ご不明な点は、ご遠慮なくおたずねください。

2 居宅介護支援事業所ゆうあいの郷の概要

(1) 事業所の名称・所在地など

事業所番号	北海道指定 第0177100096号
事業所名	居宅介護支援事業所ゆうあいの郷
所在地	北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の70

(2) 事業所の職員体制

職 種	人数
1. 管 理 者	1名
2. 介護支援専門員	(兼務)

(3) 営業日、営業時間およびサービス提供地域

営業日	平日 月 ~ 金 (土、日曜日および祝祭日と、年末年始の12月30日 ~ 翌1月4日はお休みです。)
営業時間	午前8時30分~午後5時00分
サービス提供地域	浦臼町全域・新十津川町全域・奈井江町全域

(4) 定員

定 員	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数 35名
-----	-------------------------

3 サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握

- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定に関する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4 利用料金

(1) 利用料金

① 事業所利用料金【 介護保険の給付対象 】

- 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)には、利用者の自己負担はありません。
- ただし、利用者の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、以下のサービス利用料金(介護報酬額)の全額をいったんお支払いいただきます。
- 利用料金及び加算料金については別紙1に記載します。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。ご自宅に職員がうかがいます。契約書や重要事項説明書そのほかの文章をもって説明します。同意いただいて、契約を結んでいただき、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 契約者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1か月前までに文書で通知するとともに、この地域のほかの居宅介護支援業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設などに入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の認定区分が、「非該当(自立)」または「要支援1」、「要支援2」と認定された場合
- 利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき

- そのほか、利用者やその家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当事業所の居宅介護支援サービスの特徴など

(1) 運営の方針

- ① お客さまが可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた生活ができるよう配慮し、適切な保健、医療および福祉のサービスが提供されるよう支援を行います。
- ② 関係機関との綿密な連携を図り、提供されるサービスなどが不当に偏ることのないように、公正中立な業務に努めます。

(2) 当事業所の事業の目的

- 介護保険法令そのほか諸法令の定めるところに従い、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、そのほかの指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などとの綿密な連携に努めます。

(3) 居宅介護支援の実施の概要など

- ① 相談体制 … 事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応します。
- ② 課題分析票の作成 … 利用者に対する介護サービス計画原案作成のために作成します。
- ③ 介護サービス計画の作成
- ④ サービス担当者会議 … サービスなどを提供する事業所によるサービス担当者会議を開催します。
- ⑤ 居宅の訪問 … 問題の把握をするために面接による調査を行います。また、サービス計画作成後も、実施状況などを把握しサービスが適切に提供されるよう支援を行います。
- ⑥ 介護支援専門員の資質の向上 … 公的機関による介護支援専門員の研修に、年1回以上参加しています。

7 事故発生時の対応

- サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対して、応急処置や医療機関への搬送などの必要な措置を講じ、速やかに契約者および利用者の家族やお住まいの市町村などに連絡を行います。

- 事故の状況や、事故のときにとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- 当事業所のサービスの提供により発生した事故により、利用者の生命、身体、財産などに損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。
- 「事故発生時・緊急時の対応マニュアル」を備え、事故発生時に対応できる体制を整えています。

8 緊急時の対応方法

- 利用者の容態に変化などがあった場合や、居宅サービスの事業者から連絡を受けた場合には、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、契約者および利用者の家族などへ速やかに連絡します。
- 「事故発生時・緊急時の対応マニュアル」を備え、緊急時に対応できる体制を整えています。

9 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の利用者の相談・苦情への対応

苦情受付担当者	介護支援専門員 松永 倫子
苦情解決責任者	管理者 松永 倫子
電 話	0125 - 68 - 2711
F A X	0125 - 67 - 3117
受付時間	平日 午前8時30分 ~ 午後5時00分

- 当事業所の建物内には「ご意見箱」を設置しています。事業者および事業所への、ご相談や苦情など、何なりとお寄せください。
- 寄せられたご相談や苦情は、「苦情解決業務規程」に基づいて、解決へ向けて適切な取り扱いをします。また、苦情を申し出ることでの利用者および契約者、利用者の家族や関係者への不利益は一切ありません。

● 第三者委員も、ご相談や苦情を受け付けております。

第 三 者 委 員	小野 剛 (浦臼町ヲソキナイ2-273)
	電話 0125 - 67 - 3044
	大脇 實 (浦臼町字浦臼内182番地の96)
	電話 0125 - 68 - 2636
	星 和行 (浦臼町字晩生内227番地)
	電話 0125 - 67 - 3216

※ 公平中立な立場で苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

(2) 行政機関そのほかの苦情の受け付け

当事業所以外に、お住まいの市町村・関係機関などでも受け付けています。

● 浦臼町長寿福祉課介護福祉係

住 所	〒061-0600 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 76		
電 話	0125 - 69 - 2100	F A X	0125 - 68 - 2289

● 空知中部広域連合 オンブズパーソン

住 所	〒079-0313 奈井江町字奈井江 10 番地 28		
電 話	0125 - 65 - 6767		

● 北海道福祉サービス運営適正化委員会

住 所	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道社会福祉総合センター（かでの 2・7）3 階		
電 話	011 - 204 - 6310	F A X	011 - 204 - 6311
Eメール	tekisei@vesta.ocn.ne.jp		

● 北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係

住 所	〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階		
電 話	011 - 231 - 5175	F A X	011 - 233 - 2178

12 守秘義務に関する対策

- 事業所および従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。
- 退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- 個人情報に関しては、「個人情報保護法に関する規程」を備え、適正な個人情報の取り扱いのできる体制を整えています。

13 サービス利用割合の説明

- 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。（別紙参照）

14 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人揺籃会
代表者役職・氏名	理事長 永倉 隆太郎
本部所在地	深川市納内町北 3 番 9 7 号

電話番号	0164 - 24 - 3911
------	------------------

● 定款の目的に定めた事業

第一種社会 福祉事業	軽費老人ホームの経営
	特別養護老人ホームの経営
	障害者支援施設の経営
第二種社会 福祉事業	保育所の経営
	老人デイサービスの経営
	老人短期入所事業の経営
	認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
	放課後児童健全育成事業の経営
	生活支援ハウス事業の経営
	障害福祉サービス事業の経営
	地域活動支援センター事業の受託経営
	相談支援事業の経営
	精神障害者地域生活支援事業の受託経営
	小規模多機能型居宅介護事業の経営
社会福祉法第26条 の規定による公益 を目的とする事業	居宅介護支援事業
	在宅老人等配食サービス事業
	一時預かり事業

● 施設・拠点など

特別養護老人ホーム	2か所
短期入所生活介護	2か所
介護予防短期入所生活介護	2か所
通所介護	3か所
介護予防通所介護	3か所
軽費老人ホーム	1か所
認知症対応型共同生活介護	2か所
介護予防認知症対応型共同生活介護	2か所
居宅介護支援	2か所
保育所	2か所
学童保育	2か所
生活支援ハウス	1か所
小規模多機能型居宅介護	1か所
障害者生活介護	1か所
障害者共同生活支援	1か所
就労支援センター	2か所
相談支援	1か所

令和____年____月____日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の70

事業者名 居宅介護支援事業所ゆうあいの郷

職 氏 名 管 理 者 松 永 倫 子 ㊞

説明者

職 氏 名 介 護 支 援 専 門 員 松 永 倫 子 ㊞

契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

続 柄 ()